

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大東市

## 2 構造改革特別区域の名称

大東市生活核都市・先端産業都市形成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

大東市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

大東市は、大阪市に隣接した大阪府の東に位置し、市域の東部は急峻な生駒山系の山間地、中部から西部にかけては沖積による低湿地平野からなる地形となっており、その比率はほぼ1：2である。面積は18.27平方km、東西約7.5km、南北約4.1kmであり、大きさは大阪府内43市町村中30番目と、比較的小さな市である。

昭和31年4月に2町1村が合併し、本年（平成18年）、市制施行50周年を迎える。市制施行時は人口3万人ほどの田園風景が広がるまちなみであったが、これまでの50年の間、高度経済成長期や大阪都市圏膨張期とも重なったこともあり、大阪と奈良を結ぶ阪奈道路や大阪都市圏を繋げる大阪中央環状線・大阪外環状線などの広域道路網や国鉄片町線（現JR学研都市線）の複線化工事が整備され、急速な人口増加と都市化を経験してきた。

現在では、人口約126,500人、約49,000世帯の市民が住み、大阪大都市圏の一角として、大阪都心部や周辺諸都市との地域関連性をますます強めつつあるまちへと成長している。

また、本市は大阪大都市圏のベッドタウンとしての居住都市としてだけでなく、製造業を中心とした企業活動も活発であり、新事業創出促進法の高度研究機能集積地区の指定や、第2次産業への人口就業比率大阪府内1位（平成12年国勢調査）という性格も持ち合わせている。

このように山地の自然を有しながらも「住むまち」「働くまち」の要素が強い地域であるが、大阪の産業全般の活力低下に併せ、本市の産業においても衰退しているという状況下において、産業界に活力をもたらすような活性化策を早急に取組む必要があるという課題を抱えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

大東市は、平成 13 年度に第 4 次大東市総合計画を制定し、21 世紀四半世紀初頭を展望した【いきいき安心のまち・大東】を将来像に据えている。この将来像は、一人ひとりの市民がそれぞれの年齢や立場に応じ、自らの暮らしのなかに安心と元気を得、人生を思う存分実現できるとともに、まち全体が安心・安定の環境を備え、活気と個性、魅力に富み、情報を発信していく器として機能することを意味し、「生活核都市」「先端産業都市」「商業サービス都市」「環境レクリエーション都市」をまちの機能として目指しているところである。

特に、「生活核都市」は「住むまち」の要素が強い地域特性を活かし、良好な都市型居住と新たなライフスタイルの創造と発信ができる安定した市民生活を形成するための政策を表現したものであり、「先端産業都市」は「働くまち」として、製造業中心の既存企業や研究機関の集積ポテンシャルを活かした取組みをすすめるための政策である。

しかしながら、近年、右肩上がりの急激な経済成長が期待できない状況下にあっては、事業所の減少や弱体化が進むなど、本市の産業活力の衰退や市民の就労率の低下が大きな課題となっている。産業振興関連と雇用促進関連分野の両者は、「人材」の確保・育成・活用（雇う側は、・後継者がいない、・従業員がいない、・初歩的な教育に時間がかかる。働く側は、・希望職種で安定して働きたい、・資格を取得しスキルアップしたい、・働く自信が持てない、・働く場が見つからない。）が共通に欠如している要素であり、雇用構造の改善を図った上で、産業全体の活力を高めていくことが急務となっている。

こうしたなか、平成 14 年 2 月 18 日に本市と大阪産業大学と大東市商工会議所の 3 者が連携を図り、ものづくり産業の活性化を目指した取組みを推進するための協定を締結し、インキュベーション施設整備やビジネスプロモーター支援などの事業をスタートしたところである。また、雇用や就労は市民生活の基本であるとの考えのもと、技能習得や能力開発の機会拡充、就労希望者と雇用希望者のマッチング対策など雇用促進に向けた対策を講じ、「生活核都市」に寄与していこうとする取組みをすすめているところである。

最近では、改めて平成 17 年 11 月 18 日に産学官連携による「大東市産業活性化推進協議会」を立ち上げ、産業振興と就労支援をすすめるための体制を整え、この両者の対策（産業振興関連対策・雇用促進関連対策）を一元的に取り組むこととしている。

一方、新たな情報システムや通信メディアは、産業・教育・福祉など各分野に

広く行き渡るとともに、日常の個人生活にまで深く浸透し、まちづくりの大きな原動力となる可能性を持っている。国では、世界的規模で生じている I T 革命的な変化に対応するため、平成 13 年 1 月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が試行され、5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指した「e-Japan 戦略（平成 13 年 1 月）」「e-Japan 戦略Ⅱ（平成 15 年 7 月）」が定められた。本市においても、こうした国の動きに併せ、電子自治体構築に向けて、情報通信基盤の積極的な利用促進を図るための「大東市情報化推進計画」を策定し、よりきめ細やかな市民サービスを行えるよう情報系システムの拡張に努めているところである。

こうした I T の進展は、産業の再生と雇用の促進を生み出す強力な要因となることが期待されており、この分野に着眼することは本市が取り組もうとしている「人材」の確保・育成・活用策に軌を一にしたものである。

本市では大阪産業大学と連携を図り、構造改革特区制度の特定事業を行うことにより、高度な I T 技術者と I T 実務者の養成を起爆剤として、本市の産業振興対策と雇用就労対策の一体的戦略を講じることとし、ここに当計画の意義を見出すものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、様々な分野で地域振興に貢献する学びの杜として、市民生活に密着した存在である大阪産業大学が主催する I T 関連講座の環境をさらに充実することを手段の一つとして、次の 3 点を当計画の目標とする。

i. 産学連携に基づく新産業創出

ii. 地元企業の I T 活性化

iii. 地域住民の雇用促進

i. 産学連携に基づく新産業創出

製造業が集積したものづくり都市の特徴を有した本市は、「産業界、商工会議所、大学などの研究機関との連携を強め、新時代に対応できる産業のあり方にチャレンジしていく」ことを「新たな時代に挑戦する都市型産業おこし」の基本とし、「10のプロジェクト」（①産学共同研究推進、②経営革新、技術高度化、創業支援、③起業、経営革新教育プログラム実施、④交流推進、⑤ものづくり情報 P R 推進、⑥インターンシップ推進、⑦市民、子ども向け講座実施、⑧大学発ベンチャービジネスインキュベーター設置検討、⑨公的支援施策との連携づくり推進、⑩メイドイン大東ものづくりコンペ実施）を立ち上げたところである。

このなかでも、新分野への開拓や創業、第二創業に向けた取組みとして、『i,

産学連携に基づく新産業創出』は重要である。高度な I T 技術者・ I T 実務者の養成は、かなり早いペースで進展する I T 情報化の時代にあって、地元企業の先駆的な研究活動を推進するとともに、こうした新たな分野への参入を試みる。

## ii. 地元企業の I T 活性化

本市のものづくり産業の多くが、中小・零細企業が担っている現況では、技術高度化や新産業創出の展開には、資金力不足などの課題が生じている。これまで産学官の 3 者が取り組んできた反省と評価を踏まえ、中小企業等での人材資産の付加価値を高めることが必要である。とりわけ、経営革新を考える事業者のスキルアップのためには、ものづくり産業の活性化を人材育成の面から促す必要があり、高度な I T 技術者・ I T 実務者の養成は、『ii, 地元企業の I T 活性化』にもつなげることができ、C I O (chief information officer) の育成や社員の I T 研修等の有効な手段として活用する。

## iii, 地域住民の雇用促進

わが国の景気は回復基調にあり、それに併せ就労状況も改善されつつある。しかしながら、大阪府の失業率は沖縄県、青森県について 6.4% (総務省統計局 H 1 6 試算値) と高い状況にある。また、全国的にもニート等に対する就労も社会問題となっている。こうしたことは、社会保障にも大きく影響し、一人ひとりが働くことによる経済的自立は何よりも地域経済の活性化に寄与するところが多い。そこで、『iii, 地域住民の雇用促進』策の一つとして、I T 関連講座の受講を促すことによって、就職に有利な資格を取得し、安定した生活を支える基盤づくりを行う。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### i, 産学連携に基づく新産業創出

本市は商工会議所や大阪産業大学と連携体制を構築し、産学官の基礎づくりをすすめて、異業種をはじめとする地域企業との交流や、新技術開発、ビジネスマッチング、パートナー紹介などの具体的事業を展開してきたところである。これまでの間、一定の成果を生み出すことができたものの、次への展開としてさらに飛躍的な効果を望むためには、産学官それぞれの役割とこれまでの事業に対する課題を再認識した上で、新しい角度からの対策も必要となっている。

こうしたなか、特区特定事業の活用は、産学官の組織的連携を強化するほか、他の産業振興関係事業との有機的連携による相乗効果を生み出すことが期待さ

れる。具体的には、これまでになかった新たな分野での新しい起業の出現（創業）や地元企業の先進的研究による新規開発（第二創業）につながるなどの成果が期待できる。

## ii. 地元企業のIT活性化

この数年IT分野の進展はめまぐるしいが、本市においても「情報化推進計画」を策定し、各種行政情報の提供をはじめ、よりきめ細やかな市民サービスを実施できるようシステム拡張に努めているところである。今後においては、地図情報の提供や電子申請の受付など、あらゆる市民・企業が平等に効率的かつ効果的にサービス享受できる環境を整えることが必要となってくる。

一方、企業側にも同様の対策が必要となり、様々な分野で連携を図るためには企業そのもののIT化は避けて通れなくなっている。企業のIT化は、単なる情報収集源に留まらず、自らも発信源となり得、多角的な企業活動へのチャンネルとルート開拓につながっていくことが期待できる。

特区特定事業の活用は、こうした企業活動の拡張化や効率化を図るきっかけとなる。

## iii. 地域住民の雇用促進

景気が回復しつつある現在、全国的な失業者数は減少しているものの、若年者の失業率は依然高い水準を維持しており、また大阪の失業率は全国平均に比べかなり高く、まだまだ雇用の実情は厳しい状態である。そのような状況をふまえつつ、これまで相談を受けるコーディネーターのスキルアップや情報収集の拡大、またローワークなど関係機関との連携強化により就労率を高めるための対策を講じてきたところである。

こうしたなか、将来における安定した収入を得、やりがいを持って働くことのできる就労環境に対する支援を望む声も高まっている。特区特定事業の活用は、直接療法に新たな技術や資格を取得するための有効な手段となり、より一層就職するためのきっかけづくりとなることが期待できる。

## 8 特定事業の名称

- ・ 1131（1143） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132（1144） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ●大東市の産業振興関連対策

#### ○ ビジネスインキュベータ事業

ベンチャー企業育成、新事業創出のため、JR学研都市線住道駅前に「大東ビジネスインキュベータ」を設置し、起業家支援を展開。格安の家賃でオフィスを提供するハード的な支援と、IM（インキュベーションマネージャー）やBP（ビジネスプロモーター）によるソフト支援を実施。

#### ○ ものづくり産業活性化施策推進事業

BP（ビジネスプロモーター）を配置し、市内のものづくり企業を中心に、企業訪問・企業同士または企業と大学等や公的支援機関等に橋渡しを行う“マッチング”事業を展開。販路開拓や経営革新、新製品開発等を支援。

#### ○ 起業家セミナー開催事業

市内に多くの起業家を輩出するため大阪産業大学が実施。平成18年度からは産学官の3者が一体となったセミナーとして発展。

#### ○ 商工会議所大学等技術連携協議会事業

大学と企業との共同研究を推進するとともに、研究成果や技術移転などを促進し、新規企業の育成と地域経済の活性化を推進。

#### ○ 技術向上支援補助事業

大学や公的機関などの技術を活用し、企業の技術力を高めるために支援。企業の自発的な経営革新に向けた取組みを促進。

#### ○ 中小企業人材育成支援補助事業

大学や公的機関などノウハウ・知識を活用し、企業の自発的な人材育成の取組みを促進。

#### ○ ものづくり企業支援データベース事業

市内ものづくり企業（331社）の技術力、製品情報等を掲載したサイト「大東市ものづくり企業支援データベース」を平成15年2月5日に立ち上げ、発信中。<http://www.mono-daito.jp/>

#### ○ 商工会議所支援事業

- ・ 大東市商工会議所が、ISO14000シリーズ環境マネジメントシステムの認証取得を目指す企業に対して、共同構築セミナーを開催。
- ・ 大東市商工会議所が配置するビジネスサポーターが市内企業の経営に関する

各種相談（創業、マーケティング、IT情報化、ISO、製品開発・生産管理、特許、商業・サービス業のコーディネート、労務相談、登記相談）を実施。

- ・ 大東市商工会議所が設置する経営相談所で小規模事業者にかかる税務、経理、経営合理化、技術革新支援、その他の経営に関する相談および指導を実施。

## ●大東市の雇用促進関連対策

### ○ 若年者雇用創出事業

- ・ 若年者（ニート含む）の就職意欲を高めるため、大東市・四條畷市・JOBカフェ大阪の共同により就職応援フェアを開催し、講演、セミナー、相談会などを実施。
- ・ 若年者に対して、就職活動の現状の情報提供、就職活動の進め方、履歴書の書き方、面接の仕方などの実践的な内容のセミナーを開催。

### ○ 中高年雇用就労創出事業

- ・ 商工会議所、ハローワーク、大東市が共催で就職サポート合同面接会を実施。
- ・ 大阪府総合労働事務所主催により、企業の雇用労働担当者、行政の労働担当者などを対象にした転職・再就職に備えるためのスキルアップセミナーを開催。

### ○ 求人ニーズ発掘・開拓事業

本市が持つ企業ネットワーク情報を活用し、市内企業に対して雇用に関わる公的助成制度を説明するなど、企業サイドにとっての環境整備を促進。

## 別紙 1

### 1. 特定事業の名称

1131（1143） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人大阪産業大学

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日から

### 4. 特定事業の内容

#### （1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### （2）修了認定の基準

当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

#### （3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座毎に2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うとする。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。



## 別紙 2

### 1. 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人大阪産業大学

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日から

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報処理技術者講座 別添資料 2 のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の 7 割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座毎に 2 回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うとする。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。